

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	204,130	76,320	306,716	319,924
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	7,613	7,378	7,064	6,728
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	211,743	83,698	313,780	326,652
標準財政規模		-	8,403,139	8,449,326	8,470,284	8,768,098
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(2.51%)	(0.99%)	(3.70%)	(3.72%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	0	0	0	0
	老人保健特別会計	-	▲ 102,632	▲ 9,001	▲ 918	0
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	▲ 3,355	14,917	▲ 8,558	▲ 10,548
	介護保険事業特別会計(サービス勘定)	-	81	0	-	-
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	-	-	9,728	10,111	10,793
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	-	0	0	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	下水道事業会計	-	232,106	384,530	450,164	480,928
	宅地完成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
		-				
法非適用企業	宅地完成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (2)		-	337,943	483,872	764,579	807,825
標準財政規模		-	8,403,139	8,449,326	8,470,284	8,768,098
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(4.02%)	(5.72%)	(9.02%)	(9.21%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	416,426	297,926	376,405	382,387
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	416,426	297,926	376,405	382,387
標準財政規模		-	6,791,996	6,719,888	6,762,660	6,871,543
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(6.13%)	(4.43%)	(5.56%)	(5.56%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	-	▲ 246,760	▲ 96,715	▲ 113,772	▲ 86,715
	宇美町老人保健特別会計	-	▲ 6,029	17,954	6,095	0
	宇美町後期高齢者医療特別会計	-	-	8,689	2,127	4,472
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	宇美町上水道事業会計	-	529,437	565,628	639,930	650,536
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	-	44,223	24,404	37,274	30,410
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-

合計(2)		-	737,297	817,886	948,059	981,090
標準財政規模		-	6,791,996	6,719,888	6,762,660	6,871,543
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(10.85%)	(12.17%)	(14.01%)	(14.27%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	156,504	147,682	196,658	252,427
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	156,504	147,682	196,658	252,427
標準財政規模		-	6,104,261	6,207,848	6,263,202	6,411,417
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(2.56%)	(2.37%)	(3.13%)	(3.93%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	▲ 80,640	▲ 85,295	▲ 36,604	▲ 68,296
	老人保健特別会計	-	0	0	0	976
	後期高齢者医療特別会計	-	-	4,721	4,865	13,821
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	703,747	712,214	710,016	740,231
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	-	26,488	49,398	31,686	5,758
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

合計(2)		-	806,099	828,720	906,621	944,917
標準財政規模		-	6,104,261	6,207,848	6,263,202	6,411,417
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(13.20%)	(13.34%)	(14.47%)	(14.73%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	499,891	421,287	549,062	680,415
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	12,015	12,669	12,404	12,553
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	511,906	433,956	561,466	692,968
標準財政規模		-	7,158,694	7,192,723	7,304,657	7,501,407
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(7.15%)	(6.03%)	(7.68%)	(9.23%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	▲ 241,678	▲ 80,350	▲ 183,660	▲ 172,129
	後期高齢者医療特別会計	-	-	18,096	16,745	16,687
	老人保健特別会計	-	▲ 26,586	11,053	5,435	0
		-				
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	2,388,332	2,432,719	2,372,237	2,378,952
	宅地造成事業以外		-			
			-			
			-			
			-			
			-			
	宅地造成事業	-				
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	53,002	40,005	41,043	59,844
	宅地造成事業以外		-			
			-			
			-			
			-			
			-			
	宅地造成事業	-				

合計 (2)		-	2,684,976	2,855,479	2,813,266	2,976,322
標準財政規模		-	7,158,694	7,192,723	7,304,657	7,501,407
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(37.50%)	(39.69%)	(38.51%)	(39.67%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	112,759	98,184	160,025	169,838
	奨学資金特別会計	-	3,568	0	-	-
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	116,327	98,184	160,025	169,838
標準財政規模		-	4,905,054	4,901,646	4,941,941	5,085,486
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(2.37%)	(2.00%)	(3.23%)	(3.33%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	2,330	6,849	7,614	5,516
	老人保健特別会計	-	2,966	1,563	3,247	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	6,570	7,734	9,003
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	378,167	288,746	212,625	232,764
	宅地造成事業以外		-			
			-			
			-			
			-			
	宅地造成事業	-				
法非適用企業	公共下水道事業特別会計		3,600	3,303	9,594	4,505
			-			
	農業集落排水事業特別会計		3,590	2,630	2,317	1,805
			-			
	宅地造成事業以外		-			
			-			
			-			
			-			
	宅地造成事業		-			
			-			
合計 (2)		-	506,980	407,845	403,156	423,431
標準財政規模		-	4,905,054	4,901,646	4,941,941	5,085,486
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(10.33%)	(8.32%)	(8.15%)	(8.32%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	251,076	230,384	268,109	361,593
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	94	24	150	30
	相島診療所事業特別会計	-	2,287	1,678	2,075	1,733
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	253,457	232,086	270,334	363,356
標準財政規模		-	4,825,163	4,847,427	4,920,057	5,147,949
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(5.25%)	(4.78%)	(5.49%)	(7.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	57,758	45,713	103,360	138,778
	後期高齢者医療特別会計	-	-	4,963	7,004	3,135
	老人保健特別会計	-	323	1,165	228	1,052
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	592,732	673,282	306,227	320,809
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	-				
	簡易水道事業特別会計	-	1,023	1,869	1,163	882
	渡船事業特別会計	-	1,559	1,231	9,894	11,380
	公共下水道事業特別会計	-	2,504	2,445	1,518	1,762
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	-	1,092	1,107	436	193
		-				
宅地造成事業	-					
	-					
	-					
	-					

合計 (2)		-	910,448	963,861	700,164	841,347
標準財政規模		-	4,825,163	4,847,427	4,920,057	5,147,949
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(18.86%)	(19.88%)	(14.23%)	(16.34%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会 計 名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	163,546	121,990	278,186	201,766
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合 計 (1)		-	163,546	121,990	278,186	201,766
標準財政規模		-	2,511,659	2,551,883	2,601,207	2,678,732
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(6.51%)	(4.78%)	(10.69%)	(7.53%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	9,626	193	11,525	76,180
	後期高齢者医療特別会計	-	-	3,738	3,520	4,024
	老人保健特別会計	-	1,332	10,782	8,187	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	273,366	260,614	285,042	281,647
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	26,397	24,454	12,163	9,270
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

合 計 (2)		-	474,267	421,771	598,623	572,887
標準財政規模		-	2,511,659	2,551,883	2,601,207	2,678,732
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(18.88%)	(16.52%)	(23.01%)	(21.38%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	554,082	469,861	624,889	531,962
	住宅新築資金等貸付事業	-	2,738	2,958	2,108	2,330
		-				
		-				
		-				
		-				
合 計 (1)		-	556,820	472,819	626,997	534,292
標準財政規模		-	7,678,836	7,699,466	7,731,787	7,987,444
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(7.25%)	(6.14%)	(8.10%)	(6.68%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	▲ 311,615	▲ 144,928	▲ 32,448	▲ 162,401
	老人保健医療事業	-	54,037	17,676	2,217	0
	後期高齢者医療事業	-	-	18,317	15,136	13,404
	介護保険事業(保険事業勘定)	-	85,984	62,501	39,133	17,016
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	-	415	2,092	3,694	279
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	-	1,137,518	1,095,827	972,262	1,025,156
		流域関連公共下水道事業	-	-	-	-	164,969
		-					
		-					
		-					
		-					
法非適用企業	宅地造成事業以外	流域関連公共下水道事業	-	75,790	53,737	265,520	-
			-				
		-					
		-					
		-					
		-					

合 計 (2)		-	1,598,949	1,578,041	1,892,511	1,592,715
標準財政規模		-	7,678,836	7,699,466	7,731,787	7,987,444
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(20.82%)	(20.49%)	(24.47%)	(19.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	177,814	239,885	171,571	251,216
	給食センター特別会計	-	3,560	6,125	8,435	6,879
	競艇施設特別会計	-	183,852	383,864	43,843	-
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
合計 (1)		-	365,226	629,874	223,849	258,095
標準財政規模		-	3,390,272	3,452,531	3,517,252	3,674,156
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(10.77%)	(18.24%)	(6.36%)	(7.02%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	75,904	76,391	118,160	110,851
	後期高齢者医療特別会計	-	-	1,422	5,170	5,551
	老人保健特別会計	-	29,933	10,174	2,686	1,215
	訪問看護特別会計	-	11,626	8,584	5,002	5,404
	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業会計	-	335,564	269,227	188,765	249,034
		病院事業会計	-	2,957,101	3,001,146	3,012,414	3,043,688
		モーターボート競走事業会計	-	-	-	-	654,938
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業以外	国民宿舎特別会計	-	9,767	10,505	10,293	656
		-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-		
	宅地造成事業	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-			
合計 (2)		-	3,785,121	4,007,323	3,566,339	4,329,432	
標準財政規模		-	3,390,272	3,452,531	3,517,252	3,674,156	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	(111.64%)	(116.06%)	(101.39%)	(117.83%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	160,840	214,771	295,535	259,389
	地域下水道事業特別会計	-	11,922	18,402	22,181	11,978
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	172,762	233,173	317,716	271,367
標準財政規模		-	5,369,898	5,429,343	5,541,283	5,670,345
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.21%)	(4.29%)	(5.73%)	(4.78%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	2,652	30,157	78,278	38,389
	後期高齢者医療特別会計	-	-	4,773	6,824	2,070
	老人保健事業特別会計	-	3,162	10,632	5,820	0
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	243,802	117,217	48,237	149,967
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	10,017	23,862	33,510	27,585
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
合計 (2)		-	432,395	419,814	490,385	489,378
標準財政規模		-	5,369,898	5,429,343	5,541,283	5,670,345
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(8.05%)	(7.73%)	(8.84%)	(8.63%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	313,100	273,696	302,924	366,958
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	▲ 374	572	626	1,068
		-				
		-				
		-				
		-				
合 計 (1)		-	312,726	274,268	303,550	368,026
標準財政規模		-	5,690,288	5,710,926	5,864,519	6,050,502
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(5.49%)	(4.80%)	(5.17%)	(6.08%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	81,257	118,734	228,986	142,786
	後期高齢者医療特別会計	-	-	14,868	4,966	6,346
	老人保健事業特別会計	-	81,074	13,298	852	0
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	713,322	668,478	657,756	620,603
		下水道事業会計	-	261,988	275,765	284,201	317,755
		-					
		-					
		-					
		-					
法非適用企業	宅地造成事業以外		-				
			-				
		-					
		-					
		-					
		-					
宅地造成事業		-					
		-					

合 計 (2)		-	1,450,367	1,365,411	1,480,311	1,455,516
標準財政規模		-	5,690,288	5,710,926	5,864,519	6,050,502
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(25.48%)	(23.90%)	(25.24%)	(24.05%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	117,123	63,393	134,290	122,167
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	-	3,172	1,638	1,024	817
	遠賀霊園事業特別会計	-	787	2,457	3,220	3,129
	遠賀町給食事業特別会計	-	105	121	173	106
	地域下水道事業特別会計	-	6,682	2,867	5,147	4,163
	遠賀町土地取得会計	-	2	2	2	1
	-	-	-	-	-	-
合計 (1)		-	127,871	70,478	143,856	130,383
標準財政規模		-	3,661,981	3,723,447	3,801,843	3,940,882
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.49%)	(1.89%)	(3.78%)	(3.30%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	4,313	29,648	35,298	23,326
	老人保健特別会計	-	29	38,943	792	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	3,638	3,979	7,186
	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	3,720	2,927	2,753	1,735
	公共下水道事業特別会計	-	14,253	8,685	8,598	9,562
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
合計 (2)		-	150,186	154,319	195,276	172,192
標準財政規模		-	3,661,981	3,723,447	3,801,843	3,940,882
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(4.10%)	(4.14%)	(5.13%)	(4.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	105,768	68,316	125,708	95,539
	住宅新築資金等特別会計	-	313	528	125	325
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	106,081	68,844	125,833	95,864
標準財政規模		-	2,517,991	2,548,497	2,686,013	2,767,141
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(4.21%)	(2.70%)	(4.68%)	(3.46%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	-	1,277	1,813	1,334	2,094
	小竹町後期高齢者医療特別会計	-	-	321	1,792	330
	小竹町老人保健特別会計	-	553	6,106	2,577	0
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	-	50,634	▲ 9,567	▲ 62,471	▲ 79,946
		小竹町水道事業特別会計	-	131,556	115,666	118,618	116,154
			-				
	宅地造成事業		-				
			-				
			-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	小竹町農業集落排水事業特別会計	-	0	19	0	0
		小竹町公共下水道事業特別会計	-	0	0	0	0
		-					
	宅地造成事業		-				
			-				
			-				
合計 (2)		-	290,101	183,202	187,683	134,496	
標準財政規模		-	2,517,991	2,548,497	2,686,013	2,767,141	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	(11.52%)	(7.18%)	(6.98%)	(4.86%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	84,328	89,742	70,010	73,579
	住宅新築資金等特別会計	-	296	2	12	32
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	-	7	6	7	6
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	-	7	7	7	6
		-				
		-				
合計 (1)		-	84,638	89,757	70,036	73,623
標準財政規模		-	4,239,314	4,252,475	4,320,224	4,472,846
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(1.99%)	(2.11%)	(1.62%)	(1.64%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	▲ 103,919	▲ 83,792	▲ 55,202	▲ 57,904
	後期高齢者医療特別会計	-	-	1,328	876	636
	老人保険事業特別会計	-	▲ 1,462	8,177	▲ 354	0
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業 宅地造成事業以外	鞍手町水道事業会計	-	203,919	256,199	293,817	348,055
	鞍手町病院事業会計	-	986,142	1,264,826	855,945	1,107,135
	鞍手町介護老人保健施設事業会計	-	288,804	329,455	344,121	380,741
		-				
		-				
法非適用企業 宅地造成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	-	963	1,269	4,073	298
		-				
		-				
		-				
		-				
法非適用企業 宅地造成事業		-				
		-				
		-				
		-				
		-				

合計 (2)		-	1,459,085	1,867,219	1,513,312	1,852,584
標準財政規模		-	4,239,314	4,252,475	4,320,224	4,472,846
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(34.41%)	(43.90%)	(35.02%)	(41.41%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	181,115	145,648	201,638	203,181
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	787	447	2,655	97
	土地取得特別会計	-	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (1)		-	181,902	146,095	204,293	203,278
標準財政規模		-	3,348,002	3,332,408	3,298,430	3,382,174
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(5.43%)	(4.38%)	(6.19%)	(6.01%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	37,046	97,351	147,747	16,265
	後期高齢者医療特別会計	-	-	2,292	2,263	923
	老人保健特別会計	-	▲ 14,335	2,669	▲ 263	57
	居宅介護サービス等事業特別会計	-	0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	226,946	235,163	224,360	221,702
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	431,559	483,570	578,400	442,225
標準財政規模		-	3,348,002	3,332,408	3,298,430	3,382,174
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(12.89%)	(14.51%)	(17.53%)	(13.07%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	256,682	227,790	278,867	268,308
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	5,095	3,577	10,251	7,380
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	261,777	231,367	289,118	275,688
標準財政規模		-	6,976,946	7,163,007	7,407,119	7,726,213
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.75%)	(3.23%)	(3.90%)	(3.56%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	105,641	79,819	28,411	▲ 12,459
	老人保健特別会計	-	56,100	28,433	5,101	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	12,733	2,989	3,590
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	水道事業会計	-	20,632	27,386	22,222	27,504	
	宅地造成事業以外		-				
			-				
			-				
			-				
			-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	-	315	305	427	0
		公共下水道事業特別会計	-	1,381	1,223	1,684	2,617
		農業集落排水事業特別会計	-	143	61	134	1,124
	宅地造成事業		-				
			-				
			-				
			-				
		工業用地造成事業特別会計	-	-	152,902	90,461	3,069
			-				
			-				
合計 (2)		-	445,989	534,229	440,547	301,133	
標準財政規模		-	6,976,946	7,163,007	7,407,119	7,726,213	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	(6.39%)	(7.45%)	(5.94%)	(3.89%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	58,433	68,486	85,530	349,578
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	58,433	68,486	85,530	349,578
標準財政規模		-	1,535,933	1,662,358	1,752,602	1,809,696
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(3.80%)	(4.11%)	(4.88%)	(19.31%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	0	0	0	0
	後期高齢者医療	-	-	197	1,121	389
	老人保健事業	-	0	4,009	3,585	4,456
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
	宅地造成事業	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
	宅地造成事業	簡易水道事業	-	852	1,900	543	205
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	

合計(2)		-	59,285	74,592	90,779	354,628
標準財政規模		-	1,535,933	1,662,358	1,752,602	1,809,696
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(3.85%)	(4.48%)	(5.17%)	(19.59%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	161,809	219,326	239,336	284,479
	土地取得会計	-	4,183	4,187	4,188	4,187
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	165,992	223,513	243,524	288,666
標準財政規模		-	3,522,699	3,621,263	3,732,724	3,859,269
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(4.71%)	(6.17%)	(6.52%)	(7.47%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	-	59,687	41,455	11,445	▲ 123
	老人保健特別会計	-	24,140	10,340	0	0
	後期高齢者医療保険特別会計	-	-	0	0	0
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
		-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	0	0	0	1
		-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
		-				

合計 (2)		-	249,819	275,308	254,969	288,544
標準財政規模		-	3,522,699	3,621,263	3,732,724	3,859,269
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(7.09%)	(7.60%)	(6.83%)	(7.47%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	136,468	172,432	194,878	186,926
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	136,468	172,432	194,878	186,926
標準財政規模		-	2,954,640	2,956,372	3,032,817	3,170,902
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(4.61%)	(5.83%)	(6.42%)	(5.89%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	-	71,963	70,421	88,683	96,350
	大木町後期高齢者医療特別会計	-	-	2,113	7,038	3,520
	大木町老人保健特別会計	-	▲ 3,867	39	627	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	大木町水道事業会計	-	357,341	434,016	513,940	581,782
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

合計(2)		-	561,905	679,021	805,166	868,578
標準財政規模		-	2,954,640	2,956,372	3,032,817	3,170,902
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(19.01%)	(22.96%)	(26.54%)	(27.39%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	236,648	276,533	363,110	420,250
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	457	371	404	687
	広川防災ダム管理特別会計	-	952	1,611	1,041	297
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	-	505	231	47	0
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	238,562	278,746	364,602	421,234
標準財政規模		-	4,120,383	4,176,978	4,273,642	4,472,568
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(5.78%)	(6.67%)	(8.53%)	(9.41%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	▲ 152,517	▲ 131,546	▲ 147,534	▲ 138,211
	老人保健特別会計	-	▲ 3,891	13,100	11,155	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	3,779	4,611	5,091
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	524,942	586,437	350,332	397,733
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	14,030	4,806	17,273	37,384
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				

合計 (2)		-	621,126	755,322	600,439	723,231
標準財政規模		-	4,120,383	4,176,978	4,273,642	4,472,568
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(15.07%)	(18.08%)	(14.04%)	(16.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	213,883	318,083	253,496	333,776
	住宅改修資金貸付事業特別会計	-	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	213,883	318,083	253,496	333,776
標準財政規模		-	3,040,945	3,018,263	3,088,593	3,171,050
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(7.03%)	(10.53%)	(8.20%)	(10.52%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	53,140	▲ 2,794	▲ 116,949	▲ 125,285
	後期高齢者医療特別会計	-	-	2,947	3,344	3,679
	老人保健特別会計	-	5,120	3,884	0	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	274,727	322,620	365,851	378,860
		工業用水道事業会計	-	79,576	74,423	68,967	64,213
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	生活排水処理事業特別会計	-	0	0	0	0
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-

合計(2)		-	626,446	719,163	574,709	655,243
標準財政規模		-	3,040,945	3,018,263	3,088,593	3,171,050
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(20.60%)	(23.82%)	(18.60%)	(20.66%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	792	175,987	217,146	311,783
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	238	210	342	128
	バス事業特別会計	-	497	327	521	303
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	1,527	176,524	218,009	312,214
標準財政規模		-	3,757,924	3,847,763	4,001,727	4,131,938
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(0.04%)	(4.58%)	(5.44%)	(7.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	144,805	191,751	133,600	97,182
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	1,143	1,732	1,833
	老人保健特別会計	-	▲ 16,065	8,831	▲ 553	0
		-				
	-					
	-					
	-					
	-					

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	112,947	185,233	245,311	303,332
	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
宅地造成事業		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (2)		-	243,214	563,482	598,099	714,561
標準財政規模		-	3,757,924	3,847,763	4,001,727	4,131,938
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(6.47%)	(14.64%)	(14.94%)	(17.29%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	203,100	326,282	399,063	374,763
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	▲ 19,427	6,216	26,306	20,514
	学校給食センター事業特別会計	-	255	58	118	30
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	183,928	332,556	425,487	395,307
標準財政規模		-	2,484,350	2,482,236	2,588,469	2,704,736
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(7.40%)	(13.39%)	(16.43%)	(14.61%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	-	▲ 140,692	▲ 154,971	▲ 211,475	▲ 137,305
	老人保健特別会計	-	13,861	33,138	34,079	0
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	1,252	1,165	950
		-				
	-					
	-					
	-					
	-					

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業特別会計	-	360,396	368,177	394,414	404,658
		町立緑ヶ丘病院事業特別会計	-	196,108	171,443	150,426	149,016
		-					
		-					
法非適用企業	宅地造成事業以外		-				
			-				
		-					
		-					
宅地造成事業		-					
		-					
合計 (2)		-	613,601	751,595	794,096	812,626	
標準財政規模		-	2,484,350	2,482,236	2,588,469	2,704,736	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	(24.69%)	(30.27%)	(30.67%)	(30.04%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	865,556	876,758	965,768	1,206,191
	学校給食センター特別会計	-	▲ 4,468	▲ 4,522	▲ 5,237	▲ 4,577
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	▲ 657,751	▲ 651,729	▲ 634,942	▲ 617,607
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	203,337	220,507	325,589	584,007
標準財政規模		-	5,058,488	4,952,320	5,024,417	5,143,325
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(4.01%)	(4.45%)	(6.48%)	(11.35%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	-	▲ 640,919	▲ 628,197	▲ 695,289	▲ 767,966
	後期高齢者医療特別会計	-	-	1,228	2,605	2,710
	老人保健医療特別会計	-	▲ 37,503	▲ 4,653	▲ 274	0
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	89,454	84,758	82,635	60,449
		病院事業会計	-	▲ 214,527	0	100,423	194,402
		-					
		-					
法非適用企業	宅地造成事業以外		-				
			-				
		-					
		-					
宅地造成事業		-					
		-					

合計 (2)		-	▲ 600,158	▲ 326,357	▲ 184,311	73,602
標準財政規模		-	5,058,488	4,952,320	5,024,417	5,143,325
連結実質赤字比率 (%)		-	11.86%	6.58%	3.66%	-
(黒字の比率 (%))		-	-	-	-	(1.43%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	169,286	163,065	444,723	558,020
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	13,102	16,926	26,253	43,694
		-				
		-				
		-				
		-				
合 計 (1)		-	182,388	179,991	470,976	601,714
標準財政規模		-	2,025,731	2,002,247	2,044,347	2,126,949
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(9.00%)	(8.98%)	(23.03%)	(28.29%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	▲ 161,235	▲ 165,139	▲ 189,628	▲ 130,155
	老人保健事業	-	53,546	7,921	7,476	309
	後期高齢者医療事業	-	-	1,187	1,703	3,309
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	113,372	120,039	116,169	110,818
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				

合 計 (2)		-	188,071	143,999	406,696	585,995
標準財政規模		-	2,025,731	2,002,247	2,044,347	2,126,949
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(9.28%)	(7.19%)	(19.89%)	(27.55%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	76,897	74,214	80,619	88,830
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	▲ 58,007	▲ 56,492	▲ 52,152	▲ 49,496
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合 計 (1)		-	18,890	17,722	28,467	39,334
標準財政規模		-	1,376,009	1,506,190	1,417,755	1,461,990
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(1.37%)	(1.17%)	(2.00%)	(2.69%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	12,685	970	125	190
	老人保健特別会計	-	0	1,152	0	0
	後期高齢者特別会計	-	-	27	219	140
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
会計名(公営企業会計)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合 計 (2)		-	35,741	24,031	33,420	43,438
標準財政規模		-	1,376,009	1,506,190	1,417,755	1,461,990
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(2.59%)	(1.59%)	(2.35%)	(2.97%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	680,928	662,242	688,497	1,213,687
	住宅新築資金貸付事業特別会計	-	24,331	34,098	13,943	30,803
		-				
		-				
		-				
		-				
合計(1)		-	705,259	696,340	702,440	1,244,490
標準財政規模		-	7,180,040	7,365,502	7,589,818	7,864,379
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(9.82%)	(9.45%)	(9.25%)	(15.82%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	▲ 394,004	▲ 574,862	▲ 739,516	▲ 754,601
	後期高齢者医療特別会計	-	-	3,121	3,275	3,873
	老人保健特別会計	-	28,676	7,549	3,464	3,557
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	-	▲ 144,802	▲ 201,675	▲ 249,779	▲ 272,026
		-				
	-					
	-					
	-					

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	410,551	404,860	422,140	469,675
		-				
法非適用企業	宅地造成事業以外	-				
		-				
法非適用企業	宅地造成事業	-				
		-				
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					

合計(2)		-	605,680	335,333	142,024	694,968
標準財政規模		-	7,180,040	7,365,502	7,589,818	7,864,379
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(8.43%)	(4.55%)	(1.87%)	(8.83%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	-	1,553,348	2,479,672	2,222,426	1,847,122
	土地区画整理事業特別会計	-	3,450	61,357	0	31,077
	住宅新築資金等特別会計	-	0	0	0	0
	奨学資金貸付金特別会計	-	18,032	-	-	-
	学校給食事業特別会計	-	0	-	-	-
	霊園事業特別会計	-	0	-	-	-
	京都郡公平委員会特別会計	-	-	-	-	52
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	1,574,830	2,541,029	2,222,426	1,878,251
標準財政規模		-	10,547,350	8,595,233	9,278,073	8,500,556
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(14.93%)	(29.56%)	(23.95%)	(22.09%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	0	▲ 245,004	0	55,236
	老人保健特別会計	-	▲ 29,432	4,469	▲ 1,784	22
	後期高齢者医療特別会計	-	-	2,330	3,759	3,259
	介護保険特別会計	-	78,885	54,150	56,946	42,234
	介護保険特別会計(介護サービス)	-	5,103	5,477	3,065	2,755
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業	-	1,391,645	1,392,219	1,241,855	1,296,360
	下水道事業	-	146,829	142,364	189,685	200,419
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業以外	農業集落排水事業	-	0	▲ 36,823	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業	臨空産業団地開発事業	-	1,449,931	702,485	681,548	634,030
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	4,617,791	4,562,696	4,397,500	4,112,566
標準財政規模		-	10,547,350	8,595,233	9,278,073	8,500,556
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(43.78%)	(53.08%)	(47.39%)	(48.37%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	288,086	625,701	916,871	933,099
	住宅新築資金等事業特別会計	-	▲ 188,036	▲ 180,791	▲ 173,552	▲ 167,540
	土地取得特別会計	-	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (1)		-	100,814	445,674	744,083	766,323
標準財政規模		-	6,423,184	6,510,839	6,793,075	7,147,077
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(1.56%)	(6.84%)	(10.95%)	(10.72%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	4,529	33,562	4,879	67,619
	老人保健事業特別会計	-	0	0	1	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	7,666	3,093	1,952
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	136,889	129,089	16,148	32
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	-	0	0	73	966
	-	-	-	-	-	-
合計 (2)		-	244,476	618,493	1,073,196	1,278,898
標準財政規模		-	6,423,184	6,510,839	6,793,075	7,147,077
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.80%)	(9.49%)	(15.79%)	(17.89%)
会計名(公営企業会計)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業特別会計	-	-	-	301,634	440,875
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業	-	-	-	-	-
	農業集落排水事業特別会計	-	1,728	566	2,385	791
	公共下水道事業特別会計	-	171	287	900	340
	簡易水道事業特別会計	-	345	1,649	-	-
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	244,476	618,493	1,073,196	1,278,898
標準財政規模		-	6,423,184	6,510,839	6,793,075	7,147,077
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.80%)	(9.49%)	(15.79%)	(17.89%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等	一般会計	-	108,869	121,537	184,170	234,398
	奨学金特別会計	-	2,570	796	766	1,088
		-				
		-				
		-				
		-				
合計 (1)		-	111,439	122,333	184,936	235,486
標準財政規模		-	1,840,386	1,821,441	1,878,992	1,973,535
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(6.05%)	(6.71%)	(9.84%)	(11.93%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	102,081	32,520	44,155	66,657
	老人保健特別会計	-	25,851	16,064	925	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	2,374	556	2,028
		-				
		-				
		-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	42,441	70,648	91,822	120,641
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	5,743	15,049	15,475	18,213
		-				
	宅地造成事業以外	-				
		-				
		-				
		-				

合計 (2)		-	287,555	258,988	337,869	443,025
標準財政規模		-	1,840,386	1,821,441	1,878,992	1,973,535
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(15.62%)	(14.21%)	(17.98%)	(22.44%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会 計 名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一 般 会 計 等	一般会計	-	202,350	159,120	257,723	282,302
	奨学資金特別会計	-	1,316	968	2,900	4,094
	住宅新築資金等特別会計	-	412	357	263	455
		-				
		-				
		-				
合 計 (1)		-	204,078	160,445	260,886	286,851
標準財政規模		-	3,285,605	3,367,801	3,529,902	3,774,025
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(6.21%)	(4.76%)	(7.39%)	(7.60%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	-	9,719	11,057	38,714	40,565
	老人保健特別会計	-	19,036	2,101	5,663	652
	後期高齢者医療特別会計	-	-	2,259	2,179	2,771
	国民健康保険直営診療所特別会計	-	1,124	3,873	5,719	2,177
		-				
	-					
	-					
	-					
	-					

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会 計 名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	-				
		-				
		-				
	宅 地 造 成 事 業	-				
		-				
		-				
法 非 適 用 企 業	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	-	1,550	565	933	953
		-	922	1,356	1,207	1,233
	宅 地 造 成 事 業 以 外	-				
		-				
		-				
		-				
宅 地 造 成 事 業	-					
	-					

合 計 (2)		-	236,429	181,656	315,301	335,202
標準財政規模		-	3,285,605	3,367,801	3,529,902	3,774,025
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(7.19%)	(5.39%)	(8.93%)	(8.88%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	652,814	850,567	998,421	1,410,621
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	▲ 362,847	▲ 364,163	▲ 353,750	▲ 340,830
	奨学金貸付事業特別会計	-	1,895	2,345	3,185	4,245
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	-	2,932	32	148	23
	霊園事業特別会計	-	1,293	419	192	223
		-				
		-				
合計 (1)		-	296,087	489,200	648,196	1,074,282
標準財政規模		-	5,832,564	5,882,701	6,047,135	6,325,042
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(5.07%)	(8.31%)	(10.71%)	(16.98%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	▲ 176,361	▲ 110,970	32,692	7,446
	老人保健特別会計	-	▲ 23,096	20,535	1,256	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	3,376	3,715	4,198
		-				
	-					
	-					
	-					
	-					

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法適用企業	水道事業会計	-	83,280	102,925	122,678	127,057
	宅地造成事業以外	-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	3,620	3,638	7,021	8,326
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	4,028	14,280	13,036	13,138
	農業集落排水事業特別会計	-	6,036	14,232	16,358	16,628
	公共下水道事業特別会計	-	-	-	-	3,858
		-				
		-				
	宅地造成事業	-				
		-				
合計 (2)		-	193,594	537,216	844,952	1,254,933
標準財政規模		-	5,832,564	5,882,701	6,047,135	6,325,042
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	(3.31%)	(9.13%)	(13.97%)	(19.84%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)